

委 託 契 約 書 (案)

1 委 託 業 務 名	シティプロモーション推進事業「観光プロモーション事業 (マスコットキャラクター泉南熊寺郎着ぐるみ製作)」業務委託								
2 施 行 場 所	泉南市内								
3 履 行 期 間	契約締結日 から 令和7年3月31日 まで								
4 委 託 金 額			¥	百万			千		円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				百万	¥		千		円
5 契 約 保 証 金	納 付 ・請負代金額の100分の10に相当する額以上 担 保 ・泉南市財務規則第126条による 免 除 ・泉南市財務規則第127条第()号による								
6 適 用 除 外 条 項	第 条、第 条、第 条								

上記の委託業務について、委託者と受託者は、次の条項（適用除外条項は、上記6のとおり）によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年7月 日

委 託 者	住 所	大阪府泉南市樽井一丁目1番1号
	名 称	泉 南 市
	代表者	泉南市長 山本 優真 印

受 託 者	住 所	
	名 称	
	代表者	印

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、シティプロモーション推進事業「観光プロモーション事業（マスコットキャラクター泉南熊寺郎着ぐるみ製作）」業務委託に係る業務（以下「本業務」という。）について、委託者が受託者に業務を発注し、受託者がこれを請け負うことに関し、この契約書（シティプロモーション推進事業「観光プロモーション事業（マスコットキャラクター泉南熊寺郎着ぐるみ製作）」業務委託及び入札の際の質疑応答を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

(本業務)

第2条 本契約に基づき委託者が受託者に委託する業務は、別紙のシティプロモーション推進事業「観光プロモーション事業（マスコットキャラクター泉南熊寺郎着ぐるみ製作）」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(委託料)

第3条 本業務の契約金額は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額として 円を含む。）とする。ただし、支払額は、第29条に基づき確定した金額とし、支払の上限額は契約金額とする。

(履行期限)

第4条 本業務の履行期限は、契約日から令和7年3月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 受託者は、契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、受託者が泉南市財務規則第127条各号の一に該当する者であるときは、委託者は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(納入期限)

第6条 受託者は、契約書に定める納入期限までに製造品を製造し、委託者の指定する場所に納品しなければならない。

2 受託者は、天災地変その他やむを得ない事由により、納入期限までに製造品を納品することができないときは、委託者に対し、その事由を詳記した書面を提出することにより納入期限の延長を申し出ることができる。

3 委託者は、前項の規定による申出が相当と認めたときはこれを承諾するものとする。

4 第2項の規定による申出は、納入期限までになされなければならない。ただし、委託者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(工程表)

第7条 受託者は、仕様書に基づき、契約締結後速やかに工程表を作成して、委託者に提出するものとする。

2 委託者は、前項の規定による工程表の提出があったときは、工程表を遅滞なく審査し、不相当と認めたときは、受託者と協議するものとする。

(下請負者の通知等)

第8条 委託者は、受託者に対して下請負者につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

2 受託者は、その請け負った製造の一部を下請負者に請け負わせたときは、当該下請負者の報酬又は製造材料代金等の支払いが遅延しないよう下請負代金の支払い等に際し、適切な措置を講じなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、特許権その他の第三者の権利の対象となっている製造方法を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(委託者の検査監督権)

第10条 委託者は、必要があると認められる場合、受託者の本業務の遂行に関する調査、監督及び指示を行うことができる。

(製造材料の検査)

第 11 条 受託者は、仕様書に製造品の材料の検査を受けることが定められている場合は、検査に合格した材料でなければ使用してはならない。

2 受託者は、製造材料の検査日程、検査方法の詳細、その他について監督職員と協議するものとする。

(中間検査)

第 12 条 受託者は、仕様書に中間検査を受けることが定められている場合は、検査日程、検査方法の詳細、その他について監督職員と協議し、中間検査を受けるものとする。

2 受託者は、委託者の検査員による指摘を受けた場合は、その指摘事項を是正しなければならない。

(納品前の最終検査)

第 13 条 受託者は、仕様書に納品前の最終検査を受けることが定められている場合は、次に掲げる事項について、納品前に委託者の検査を受けるものとする。

- (1) 仕上がり状態が仕様に基づいていること。
- (2) 縫合、溶接、塗装その他製造結果が良好であること。
- (3) 中間検査での指摘事項が是正されていること。
- (4) その他委託者が最終検査に必要と判断した事項

2 受託者は、委託者の検査員による指摘を受けた場合は、その指摘事項を是正しなければならない。

(製造材料の品質及び検査費用)

第 14 条 製造材料につき仕様書にその品質が明示されていないものは、中等以上の品質を有するものとする。

2 納品する製造品は、委託者の定める検査に合格したものでなければならない。

3 前 3 条及び次条の検査に直接必要な費用及び検査のため変質変形又は消耗毀損したものに係る費用は、すべて受託者の負担とする。

(納品検査及び引渡)

第 15 条 受託者は、製造品の納品が完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の通知を受けたときは、その日から 10 日以内に納品検査を行うものとする。

3 受託者は、委託者の指定する日時及び場所において、前項の検査に立ち会うものとする。

4 受託者は、第 2 項の検査に立ち会わないときは、当該検査の結果に異議を述べることができない。

(不合格製造品等の措置)

第 16 条 受託者は、前条第 2 項の検査に合格しないときは、遅滞なく交換又は修補した製造品を納品しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により交換又は修補した製造品について準用する。

(条件変更等)

第 17 条 受託者は、この契約の履行にあたり、図面が一致しないとき、又は仕様書に誤りが発見されたときは、直ちに書面をもって委託者にこれを通知しなければならない。

2 委託者は、前項の通知を受けたときは直ちに調査を行い、受託者に対して指示を与えなければならない。

3 前項の場合において、製造内容、納入期限又は請負代金額を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議により定めるものとする。

4 受託者は、前項の規定により委託者に対し協議を申し出た場合において、10 日以内にその協議が整わないときは、委託者に対して製造の一時中止を申し出ることができる。

(製造の変更、中止等)

第 18 条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に通知し、製造内容を変更し、又は製造の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、請負代金額又は納入期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議により定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額等の変更)

第 19 条 委託者又は受託者は、納入期限までに賃金又は物価の変動により請負代金額が著しく不適当となったと認めたときは、協議による請負代金額又は製造内容の変更を求めることができる。

(部分使用)

第 20 条 委託者は、第 18 条の規定による所有権の移転前においても、製造品の全部又は一部を受託者の書面による同意を得て使用することができる。

2 発注者は、前項の規定により所有権の移転前に製造品を使用するときは、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第 1 項に定める製造品の全部又は一部の使用により、受託者に損害を及ぼし又は受託者の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第 21 条 受託者は、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(権利の帰属)

第 22 条 受託者が委託者に引き渡した成果品の著作権は、委託者から受託者への委託料の支払いが完了したときをもって受託者から委託者へ移転するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、成果品中にこの契約の締結前から受託者又は第三者が著作権を有する著作物が含まれている場合は、当該著作権は受託者又は第三者から委託者に移転せず、引き続き受託者又は第三者に帰属するものとする。

(受託者の従事者に関する委託者の措置請求)

第 23 条 委託者は、受託者が本業務に着手した後に、受託者の従事者が業務の履行について著しく不適当であると認められる場合は、その理由を示し、受託者に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(臨機の措置等)

第 24 条 受託者は、本業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、委託者の指示を受け、又は委託者受託者協議の上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容について、遅滞なく委託者に報告しなければならない。

3 委託者は、事故防止その他本業務上特に必要があると認めたときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

4 受託者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分の経費については、委託者がこれを負担するものとする。

(報告義務)

第 25 条 受託者は、本業務の進捗状況について、仕様書に定めるもの以外に委託者が書面により要求した場合には、委託者が求める時期及び内容を記載した書面により報告しなければならない。

2 受託者は、本業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知った場合は、その事故の帰責の如何にかかわらず、直ちにその内容を委託者に報告し、速やかに応急措置をとった後、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を委託者に提出しなければならない。

(履行遅滞)

第 26 条 受託者は、業務の履行が受託者の責めに帰すべき事由により遅滞したときは、遅延日数に応じ、契約金額につき、当該契約の日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を違約金として納付しなければならない。

(損害賠償)

第 27 条 受託者は、本業務の履行にあたり、委託者に与えた損害又は受託者が第三者に及ぼした損害を賠償するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第 28 条 受託者は、この契約の履行について、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者が委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他委託者が必要とする事項について書面をもってあらかじめ委託者に通知し、委託者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(業務実績報告書の提出及び委託料の額の確定)

第 29 条 受託者は、本業務の完了後 30 日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、業務実績報告書を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の業務実績報告書を受領したときは、成果について速やかに検査を実施し、当該検査の結果及び委託料の額を確定し、受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補正して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を本業務の完了とし、前項の規定を準用するとともに、第 4 条に規定する履行期限を遵守しなければならない。
- 4 第 2 項の委託料等の確定額は、本業務に要した経費の実支出額と第 3 条に定める委託料の限度額のいずれか低い額とする。このとき、この契約の変更は行わないものとする。

(委託料の支払)

第 30 条 受託者は、前条第 2 項に規定する通知を受けたときは、速やかに請求書を委託者に提出するものとし、委託者は、請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

(誓約書の提出)

第 31 条 受託者及び泉南市暴力団排除条例（平成 25 年泉南市条例第 18 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 7 条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、受託者がとりまとめて委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第 32 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由が無く契約を履行しないとき。
 - (2) 本契約に関して、受託者又は受託者の従業員に不正又は不当な行為があったとき。
 - (3) 業務履行上の過失又は不手際が度重なったとき。
 - (4) 契約の履行に当たり委託者の指示に従わないとき、又はその職の執行を妨げたとき。
 - (5) 受託者について、破産、会社更生、会社整理、もしくは特別精算のいずれかの申し立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
 - (6) 業務遂行に関し、知り得た事項を他に漏洩したとき。
 - (7) 泉南市個人情報保護条例を遵守していないと認められるとき。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、受託者の責めに帰すべき理由により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 委託者は、暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受託者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。
 - 3 委託者は、暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、受託者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受託者が当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合は、この契約を解除する。
 - 4 前項の規定により受託者が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
 - 5 受託者は、第 2 項又は第 3 項の規定により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 6 前項の場合において、委託者は、第 5 条の規定により、契約保証金の提供が行われているときは、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
 - 7 第 5 項の場合において、委託者に生じた実際の損害額が、この契約による契約金額の 100 分の 10 に相当する額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

- 8 第5項の場合において、受託者が違約金を委託者が指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。
- 9 委託者は、契約の解除によって直接生じた委託者の損害の賠償を、受託者に求めることができる。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等)

- 第33条 受託者は、本業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- 2 前項の規定は、本業務従事者等にも適用するものとする。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 4 受託者は、委託者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を本業務以外の用に供し、又は複製してはならない。

(個人情報の保護)

- 第34条 受託者は、この契約の履行に関し、別記1の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- 2 受託者は、本業務に従事する従業員、その他の受託者の従業員に対し前項の規定を遵守させなければならない。
- 3 委託者は、個人情報の取扱いが個人情報取扱特記事項を遵守し適正に行われているか、適宜検査する。

(瑕疵担保)

- 第35条 成果品に瑕疵があるときは、受託者は、成果品の引き渡し後1年間その補修を行うものとする。
- 2 委託者は、前項の瑕疵の補修に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(債権と債務の相殺)

- 第36条 委託者は、この契約により受託者から委託者に支払うべき債務が生じたときは、委託者が受託者に対し支払う委託料と相殺することができる。ただし、受託者の支払うべき債務が委託者の支払うべき金額を超えるときは、受託者は、その超過分について委託者の指定する期限内に委託者に納付しなければならない。

(紛争の処理)

- 第37条 受託者は、この契約に関し、第三者との間に委託者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受託者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(疑義等の決定)

- 第38条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者受託者協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

- 第39条 本契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約に係る経費)

- 第40条 本契約の締結に係る経費については、受託者の負担とする。

(契約外の事項)

- 第41条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。